避難誘導訓練のポイント

実施項目	訓練内容
1 想定	1 火災、地震等の災害種別を決める。2 発生場所、発生時間、燃焼物、延焼範囲等の程度を決める。3 けが人、避難する人の数を決める。
2 避難の指示	放送設備等で災害の内容と避難経路及び使用する階段等、避難方法を具体的に指示する。 ※ パニック防止のため必要に応じ、段階的に避難誘導を行う。 (例 はじめは出火階と直上階に放送、初期消火が失敗したら出火階以上の階、延焼拡大しはじめたら全館に放送など) ※ あらかじめ、火災場所によってどのような避難経路が最適なのかを把握しておかなければ実火災時に対応できない。
3 誘導員の配置	 次の場所に誘導員を配置する。 (1) 階段・通路角・入口付近など (2) エレベーター付近(使用させないため) (3) 避難口付近 (4) 避難場所 (5) 屋上など ※ 訓練時だけでなく、従業員のシフト等を考慮し、普段から配置場所を決めておかなければ実災害時に対応できない。 2 メガホン、携帯用拡声器、サーチライト、旗等を携行する。 ※ 停電時の暗闇の中ではサーチライト等の明かりは不可欠である。
4 非常口の開 放、避難路の 確保	 1 開錠の操作を行い、非常口を開放する。 2 エレベーターの使用禁止を周知する。 ※ 通常のエレベーターは、停電等により閉じ込められることがあるため、絶対に使用しない。 3 防火戸、防火シャッターの閉鎖、防火区画の形成を行う。 4 避難障害物の除去等、避難路の確保を行う。 5 必要に応じ避難器具の設定を行う。 ※ 避難器具は設定を誤ると危険であるため、救助袋、緩降機等の取扱いについて確認しておく。
5 避難誘導	1 メガホン・携帯用拡声器、サーチライト、旗等を活用し先導する。2 介助を要する人の搬送を行う。
6 避難状況の 確認及び伝達	1 逃げ遅れ者の有無、避難した人の状況確認を行う。2 必要に応じて応急手当、救護所の設置を行う。3 避難誘導の実施結果を自衛消防本部に報告する。